

原子力の安全確保に関する透明性と信頼の確保について

平成19年3月19日
原子力委員会

現在、各電気事業者から、経済産業省原子力安全・保安院の指示に従い、自社の原子力発電設備等についてデータ改ざん、手続きの不備等の問題がないか過去にさかのぼって調査した結果として、法令違反行為や報告対象事象の発生を隠ぺいしていた事実が公表されています。その中で、3月15日には北陸電力(株)から、平成11年6月に志賀原子力発電所1号機において定期検査中に原子炉が計画外の臨界に至りそれが継続する事態が発生したことを隠ぺいしていた事実が公表されました。

こうした事態の発生を隠ぺいする行為は、過誤や異常を経験するごとに得られた教訓を集積してきた現在の安全確保に関する知恵を引き続き充実していくことに参加することを拒否する行為ですし、この隠蔽の事実が今日まで見出されなかったことは原子力発電所の安全確保のためのシステムに対する国民の信頼を揺るがすものです。このことを原子力委員会は深刻に受け止めています。原子力委員会は、原子力政策大綱に示したように、内外の経験を踏まえて安全を確保するためのシステムが進化していくこと、そしてそのシステム及びシステムに基づく活動が国民に透明であることが、原子力発電の開発・利用を進める前提条件と考えているからです。

電気事業者の安全確保のためのシステム及びそのシステムに基づく活動が国民から信頼されるためには、第一に、経営者が安全を最優先し、法令を遵守し、全ての活動に対して安全に対するその影響の大きさに応じて必要十分な経営資源や注意力を配分するという経営方針を組織の隅々にまで浸透させていることが必要と考えます。第二には、安全確保のための活動を計画・実行し、その結果を見直し、改善していくことでその活動の品質を高いレベルで確保していく品質マネジメント・システムを機能させ、その一環として過誤や異常事象が発生した際には根本原因分析を行って抜本的な対策を講じるとともに、これらの内容を教訓として世界の関係者と共有していくこと、そして第三には、このような安全確保に関する取組を国民や地域社会に対する説明責任を十分に果たしつつ着実に進め、その内容についての相互理解活動を進めていくことが必要と考えます。

原子力委員会は、我が国社会にとって原子力発電の開発・利用が今後円滑に行われることが重要であると考えますので、電気事業者に対して、以上の取組に欠けるところがないかを厳しく検証し、確実に取り組んで行くことを期待します。また、今後電気事業者から公表される過去の不適切な行為の発生原因の評価を踏まえて、現在の安全確保のためのシステムが国民にとって信頼するに足るものとなっていることを国が改めて適切に確認することが重要と考えます。

原子力委員会は、これらに係る関係機関の取組を引き続き注視していくとともに、原子力政策大綱を踏まえて適宜意見を述べていくこととします。

以上